



大津市こども・若者支援計画（現計画）における 若者支援について

配布資料「大津市こども・若者支援計画」
（冊子・やさしい版）

議題（２）大津市こども・若者支援計画（現計画） における若者支援について

大津市こども・若者支援計画の概要

計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

計画の対象

0歳から40歳未満のこども・若者

策定に向けた取組（計画P.4～6）

市民ニーズの把握

- ・次期大津市子ども・若者支援計画策定のためのアンケート調査
- ・子どもの生活実態調査
- ・ひとり親家庭生活実態調査

こども・若者の意見を聴く取組

- ・こどもパブリックコメント
- ・おおつみらいミーティング
- ・LINEを活用した意見聴取
- ・地域の活動からこども・若者の思いを聴く取組
- ・声をあげにくいこども・若者の思いを聴く取組

議題（２）大津市こども・若者支援計画（現計画） における若者支援について

大津市こども・若者支援計画の概要

基本理念（計画P.30）

「こども・若者の幸せな未来を築くまち おおつ」

めざすこども・若者の姿と基本方針（計画P.31）

①自由に意見を表すことができる

—基本方針1 こども・若者が自由に意見を表明する場と意見を反映させる仕組みづくり

②健やかに育つことができる

—基本方針2 健やかに育つ環境と質の高い幼児教育・保育環境の充実

③ひとりひとりが尊重され、なりたい自分をめざすことができる

—基本方針3 多様な機関がつながり、こども・若者や家庭の状況に応じて寄り添う支援の推進

④安心して自分らしくいることができる

—基本方針4 こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりの推進

議題（２）大津市こども・若者支援計画（現計画） における若者支援について

大津市こども・若者支援計画における若者支援

基本方針１ こども・若者が自由に意見を表明する場と意見を反映させる仕組みづくり

（計画P. 40～42）

（１）こどもの権利をこどもとおとなが学ぶ機会の確保

- ・こどもの権利に関する機運醸成

（２）社会参画や意見表明の機会の充実

- ・大津青少年育成市民のつどい／中学生広場
- ・おおつみらいミーティング（高校生・大学生を対象とした意見交流会）
- ・SNSを活用した意見を聴く取組
- ・地域の活動からこども・若者の思いを聴く取組
- ・声をあげにくいこども・若者の思いを聴く取組
- ・新有権者に対する啓発

（３）多様な声を施策に反映させる工夫

- ・次世代まちづくり事業

議題（２）大津市こども・若者支援計画（現計画） における若者支援について

大津市こども・若者支援計画における若者支援

基本方針２ 健やかに育つ環境と質の高い幼児教育・保育環境の充実（計画P.51・54）

（６）多様な遊び、体験、学び、活躍できる機会づくり

- ・ 児童館運営事業
- ・ 青少年の地域ふれあい体験活動、地域あいさつ運動、見守り活動
- ・ 青少年教育推進事業
- ・ おおつ合同企業説明会

（７）犯罪、事故、災害からこども・若者を守る環境整備

- ・ 青少年の健全育成環境づくり
- ・ 環境浄化活動事業

議題（２）大津市こども・若者支援計画（現計画） における若者支援について

大津市こども・若者支援計画における若者支援

基本方針３ 多様な機関がつながり、こども・若者や家庭の状況に応じて寄り添う支援の推進 (計画P. 61～63)

(３) 不登校、いじめ、ひきこもり、非行、ヤングケアラーのこども・若者とその家庭への支援の充実

- ・ひきこもり心理相談
- ・ひきこもり家族交流会
- ・大津市初発型非行防止対策協議会運営補助
- ・街頭補導活動事業
- ・非行少年等立ち直り支援事業（あすくる大津）
- ・子どもの居場所づくり事業

(４) 悩みや不安を抱えるこども・若者とその家族に対する相談体制の充実

- ・思春期精神保健福祉相談
- ・思春期心理相談事業 臨床心理士による特別心理相談
- ・大津市子ども・若者総合相談窓口事業
- ・一般相談事業（少年センター）
- ・無職少年対策就労・就学支援事業
- ・大津市子ども・若者支援地域協議会運営事業

議題（２）大津市こども・若者支援計画（現計画） における若者支援について

大津市こども・若者支援計画における若者支援

基本方針４ こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりの推進（計画P.68・70）

（１）既存の地域資源を活用した居場所の展開及び情報発信

- ・ 児童館運営事業
- ・ 子どもの居場所づくり事業
- ・ 大津市子ども・若者総合相談窓口事業

（２）地域における居場所づくりの担い手支援

- ・ 子ども食堂等支援事業費補助金事業

困難を有する子ども・若者支援に関する市の取組について

子ども・若者育成支援推進法について

H22.4.1施行

背景

- 有害情報の氾濫等、子ども・若者をめぐる環境の悪化
- ニート、ひきこもり、不登校、発達障害等の子ども・若者の抱える問題の深刻化
- 従来の個別分野における縦割りの対応では限界

趣旨・目的

- 子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備(基本法的性格)
 - ・ 国の本部組織や大綱、地域における計画やワンストップ相談窓口等の枠組み整備
 - ・ 学校教育法、児童福祉法、雇用対策法等関係分野の法律と相まって子ども・若者育成支援施策を推進
- 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備

子ども・若者育成支援施策を推進するための
枠組みづくり

〔国〕

〔地方公共団体〕

子ども・若者育成
支援推進大綱

〔動案〕

都道府県、市町村
子ども・若者計画
(努力義務)

社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を地域において支援するためのネットワークづくり

- ・ 関係機関等：各種支援の実施 状況把握、誘導、支援内容等の周知
 - 〔相談～訪問支援(アウトリーチ)、助言、指導 医療、療養 生活環境改善〕
 - 〔修学・就業 知識技能の習得 等の支援〕
- ・ 地域協議会(地方公共団体が単独又は共同で設置)：支援内容の協議、情報の交換～秘密漏洩の禁止
 - ①調整機関：協議会の事務の総括、構成機関等との連絡調整、支援状況の把握と連絡調整
 - ②指定支援機関：支援状況を把握しつつ、必要に応じ自ら支援
- ・ 国：調査研究、人材の養成、情報の提供及び助言等の支援

策定

子ども・若者育成
支援推進本部
(本部長：総理)

基本理念

国の基本的な施策等

- ・ 各関連分野における施策の総合的な実施
- ・ 国民の理解の増進等(国民運動の展開)
- ・ 社会環境の整備
- ・ 子ども・若者総合相談センターの体制確保
- ・ 年次報告の作成公表

子ども・若者に
関する
様々な相談事項

子ども・若者
総合相談センター
(子ども・若者に関する
相談窓口)

〔矯正、更生保護等〕
心理相談等

誘導

指定支援機関

連 携

調整機関

子ども・若者支援
地域協議会

〔雇用〕
職業的自立・就業支援

企業・学校

〔保健、医療〕
医療及び療養支援

団体・NPO

〔教育〕
修学支援

教育委員会等

〔福祉〕
生活環境改善

福祉事務所、
児童相談所 等

地域若者サポート
ステーション、
合宿型自立支援プロ
グラム実施団体、

ハローワーク
職業訓練機関 等



円滑な社会生活
(就業・修学等)



※地域協議会ごとに、地域ニーズ等に応じて関係機関等により構成

地域における子ども・若者育成支援ネットワーク
(イメージ)

困難を有する子ども・若者支援に関する 市の取組について

子ども家庭庁 こどもまんなか ヤングケアラー支援の強化に係る法改正の経緯・施行について

法改正の経緯・概要

法改正までの背景

- ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告（令和3年5月17日）により、関係機関が連携し、ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなぐため、①早期発見・把握、②支援策の推進、③社会的認知度の向上が今後取り組むべき施策と設定された。
- 国においては、令和4年度予算から順次、「ヤングケアラー支援体制強化事業」等により、地方自治体における実態調査、関係機関研修、支援体制構築等の取組推進を開始した。
- しかし、ヤングケアラー支援に関する法制上の位置付けがないことに加え、地方自治体内において、誰が支援の実施主体として、どのような支援を行うかが明確でなく、地方自治体ごとに、取組の進捗状況や支援内容にばらつきがある。



法改正の内容（公布日（令和6年6月12日）施行）

- 「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」において、子ども・若者育成支援推進法を改正し、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーを明記した。
- また、ヤングケアラー等の同法の支援対象となる子ども・若者に対し、子ども・若者支援地域協議会と要保護児童対策地域協議会が協働して効果的に支援を行えるよう、両協議会調整機関同士が連携を図るよう努めるものとした。

困難を有する子ども・若者支援に関する 市の取組について

大津市の子ども・若者支援における経過

平成22年度 子ども・若者育成支援推進法施行（4月1日）

平成26年度 子ども・若者支援ネットワークの立ち上げ

平成29年度 子ども・若者支援地域協議会の設置（10月1日）

子ども・若者総合相談窓口の開設（10月1日）

令和6年度 子ども・若者育成支援推進法改正（6月12日）

令和7年度 協議会設置要綱及び要領改正（4月1日）

－支援の対象としてヤングケアラーを明記（設置要綱第1条）

個別ケース検討会議の設置を明記（要領第3条・第6条）

子ども・若者総合相談窓口

相談窓口の概要

設置目的	困難を抱える子ども・若者に対する相談支援を通して、子ども・若者が健やかに成長し、職業的な自立を含めて、社会生活を円滑に営むことができるようになること		
設置時期	平成29年10月～	設置体制	大津市の委託事業 (委託先：大津市社会福祉協議会)
設置場所	明日都浜大津5階 大津社会福祉協議会内 (大津市浜大津四丁目1番1号)	開所日時	月～金(祝休日・年末年始を除く) 午前9時～午後5時
人員体制	常時相談員を1.4名分配置	対象者	15歳以上(～30代)の子ども・若者と その家族
業務内容	相談・支援、関係支援機関と連携体制の構築、窓口に関する広報、居場所事業 基本は電話対応と窓口での面談により相談を受け付ける(可能な範囲で訪問対応も実施)		

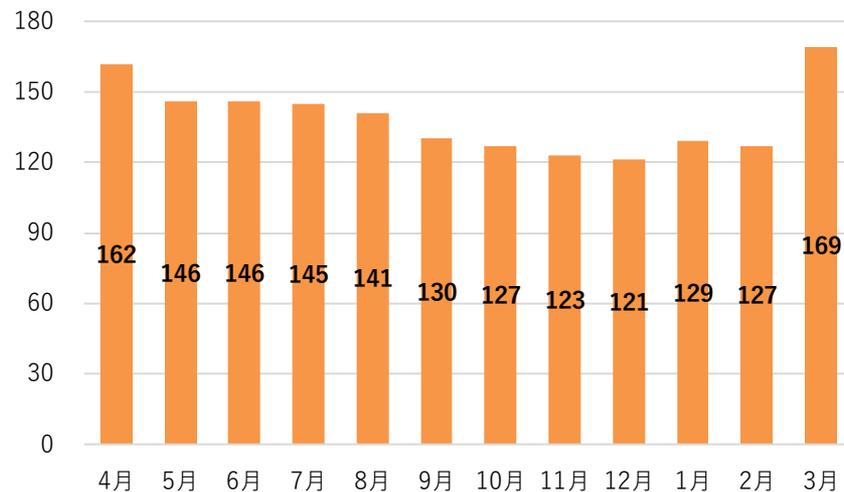
子ども・若者総合相談窓口

令和6年度の実績

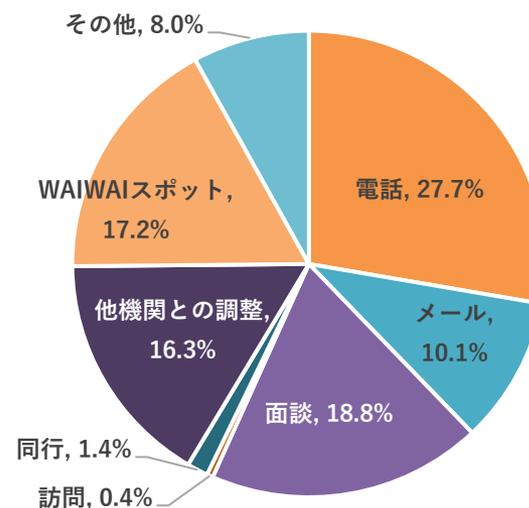
年度別相談延べ件数

H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
2 2 5	1, 2 4 3	1, 7 8 1	1, 8 7 5	2, 0 0 9	1, 9 8 4	1, 9 0 9	1, 6 6 6

月別相談延べ件数



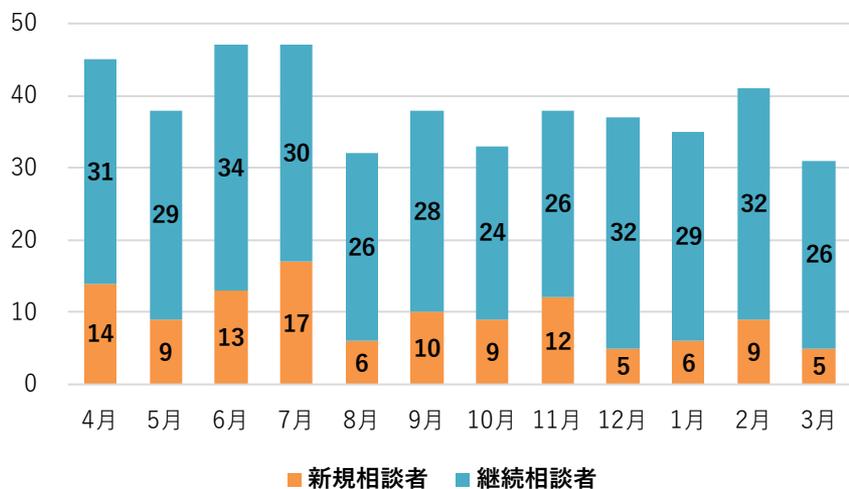
相談対応種別



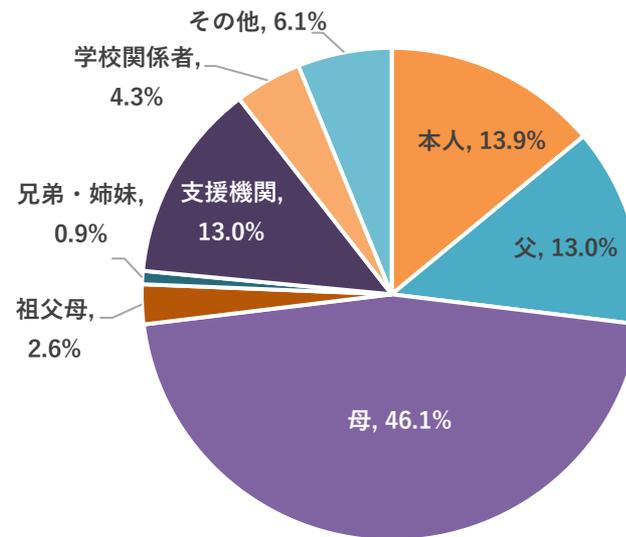
子ども・若者総合相談窓口

令和6年度の実績

月別相談者数



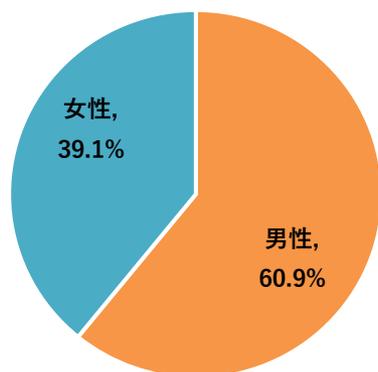
新規相談者内訳



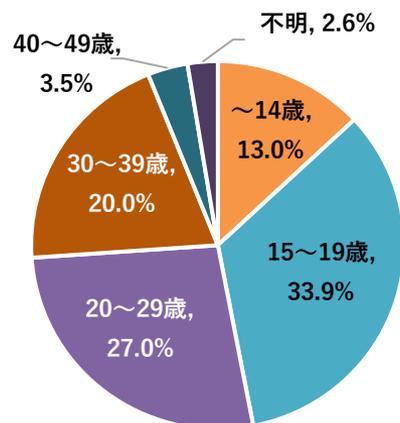
子ども・若者総合相談窓口

令和6年度の実績

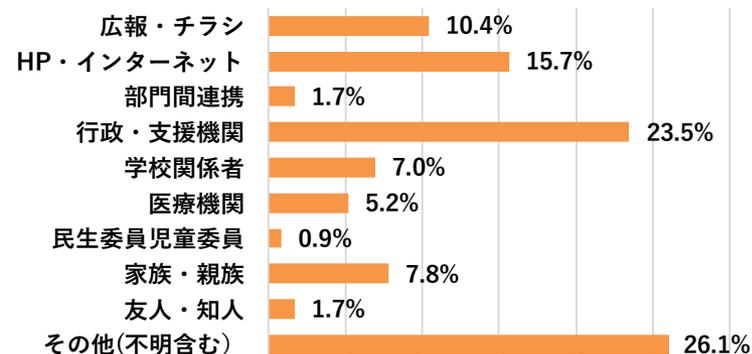
新規対象者性別



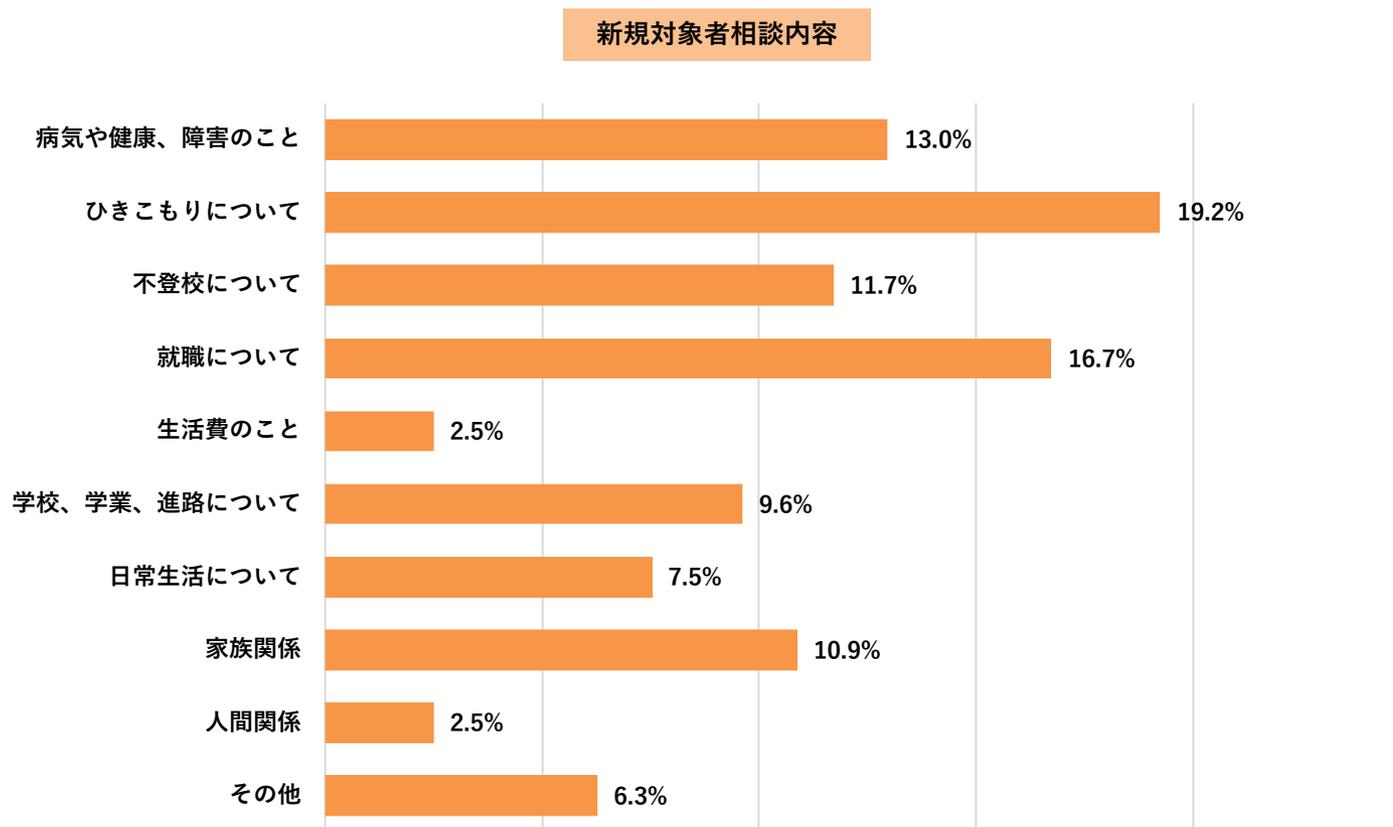
新規対象者年齢



新規対象者相談経路



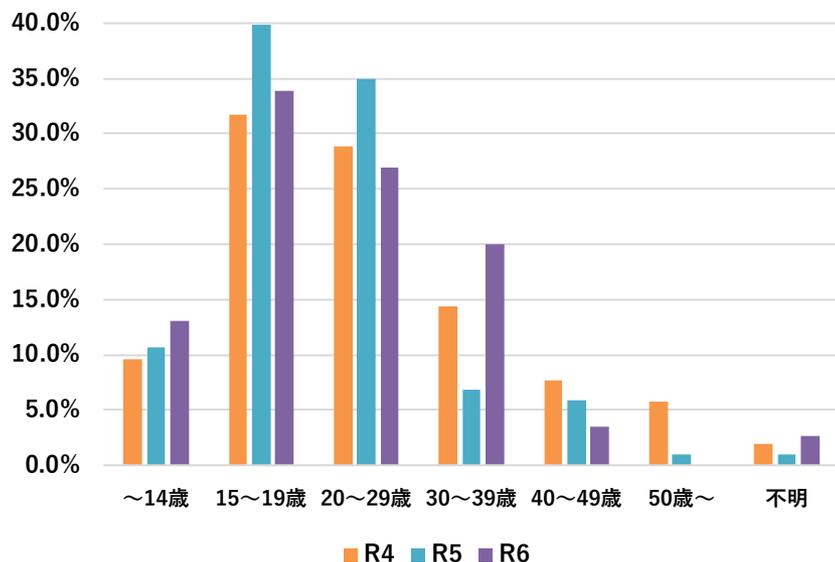
令和6年度の実績



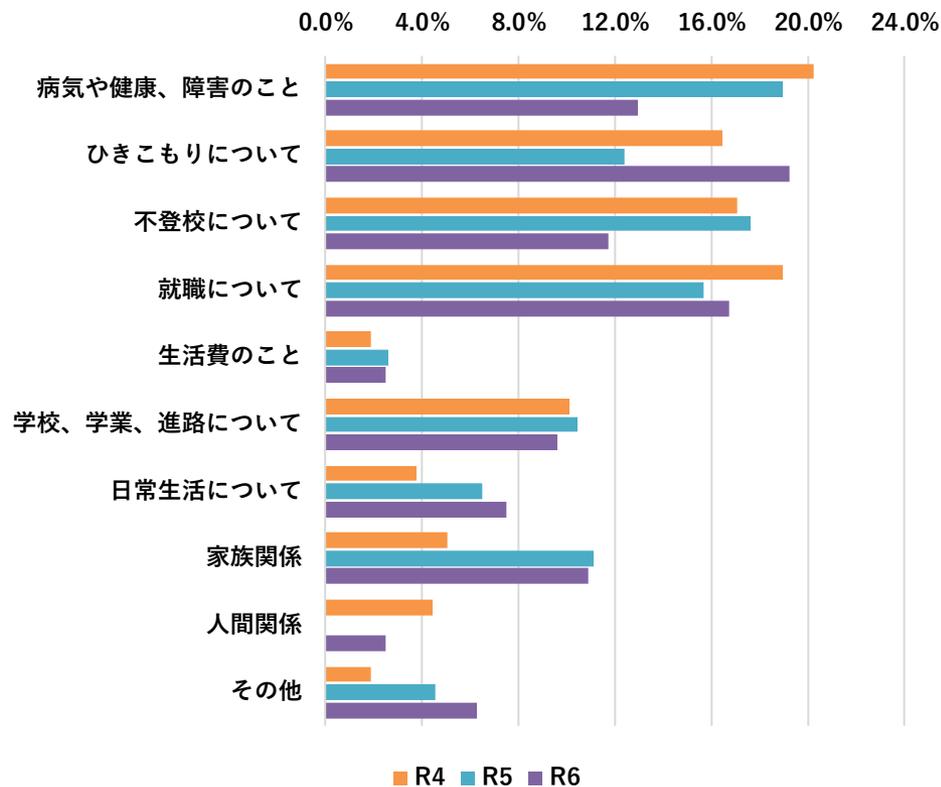
子ども・若者総合相談窓口

令和6年度の実績

年度別新規対象者年齢



年度別新規対象者相談内容



令和6年度の実績

居場所づくり事業

①W A I W A Iスポット（子若窓口相談者を対象とした居場所）

延べ参加者数 286名（令和5年度 190名）

- ・令和6年度新規参加者 10名
- ・令和5年度から実施し、9名が他機関等に繋がる

（一般就労1名、サポステ3名、就労移行支援事業所1名、B型作業所4名）

②リモティープロジェクト（少人数で2時間程度の軽作業を行う場）

延べ参加者数 13名

- ・少人数のため、W A I W A Iスポットに参加しづらい相談者が参加できる居場所の入口として実施
- ・作業を完成させることで達成感が得られ、自己肯定感の向上に繋がっている

③家族交流会

W A I W A Iスポット参加者の家族中心に5名の母親が参加

臨床心理士によるミニ講演と座談会

令和6年度の実績

相談の傾向

- ・ 新規相談については昨年度よりも12件増加。相談対象者の年齢層としては、10代が最も多く、次いで20代となっている。30代からの相談も5年度より増えている。相談内容としては、ひきこもりや就職に関することが多くなっている。発達障害や精神疾患に起因する生きづらさや働きづらさに関する相談も増えている。
- ・ 対応種別としては、電話が最も多く、次いで面談、WAIWAIスポット、他機関との調整となっている。6年度は滋賀県地域若者サポートステーションや福祉事業所との連携が増えたこともあり、他機関との調整件数が増えていることが特徴である。

その他の活動について

- ・ 福祉と教育の連携会議：3回/年開催。高校生年代の場合は、学校や進路に関する相談が多いため、教育関係機関との連携が必須となる。そのため、福祉と教育のネットワークの強化のため、定期的を開催している。
- ・ 就労関係機関連携会議：1回/年開催。子若で相談対応している中で、就労に向けて動き出そうとされる方が複数名で来たこともあり、スムーズな連携を図れるようにするため、就労関係機関とのネットワークの強化を目的に会議を開催した。

相談支援にあたって

子若は総合相談窓口であるため、相談をいただいた時点で、その方に必要と思われる機関等に繋ぐことが必要である。ただ、相談すること自体に慣れておられない相談者も多いため、子若での面談や居場所の取組等を通じて、自身の思い等を言語化する力をつけていただけるように意識しながら、相談支援を行っている。

協議会の概要

設置目的

修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者その他の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者（以下「困難を有する子ども・若者」という。）に対して関係機関等による支援を円滑かつ効果的に行うこと

所掌事務

- ・ 困難を有する子ども・若者の支援に係る情報交換及び連絡調整に関すること。
- ・ 困難を有する子ども・若者の支援の内容に係る協議及び支援に必要な体制の整備に関すること。
- ・ 困難を有する子ども・若者に関する調査、研究、研修、広報活動及び啓発活動に関すること。
- ・ その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

 困難を有する子ども・若者の問題に対応するためには、単一の機関だけでは困難であり、様々な機関がネットワークを形成し、それぞれの専門性を生かした発達段階に応じた支援を行う必要があることから、協議会の各種会議を通じて情報交換・支援内容の協議、体制の整備等を検討する。

大津市子ども・若者支援地域協議会

協議会の構成機関

分野	機関名	分野	機関名
有識者	立命館大学産業社会学部教授 景井 充	教育	大津市教育委員会児童生徒支援課
	滋賀県中小企業家同友会 高橋 信二		大津市教育委員会教育支援センター
	臨床心理士 林 秀佳		大津市教育委員会大津少年センター
大津市医師会	大津市教育委員会堅田少年センター		
医療・保健	滋賀県立精神保健福祉センター	矯正・更生保護	大津保護観察所
	大津市保健予防課		大津保護区保護司会
	大津市保健総務課（すこやか相談所）		大津少年鑑別所
福祉	大津市障害者自立支援協議会	雇用	大津公共職業安定所
	大津市社会福祉協議会		滋賀県地域若者サポートステーション
	大津市民生委員児童委員協議会連合会		おおつ働き・暮らし応援センター
	大津市福祉政策課	大津市商工労働政策課	
	大津市重層的支援推進室	いじめ対策	大津市いじめ対策推進室
	大津市障害福祉課	地域団体	大津市青少年育成市民会議
	大津市生活福祉課		
	大津市子育て支援給付課		
	大津市こども発達相談センター		
	大津市こども・子育て安心課		

協議会の体制

代表者会議

- 支援に関する全体の検討
- （実務者会議からの活動状況の報告及び評価）



代表者レベルでの連携を深める（顔の見える関係）
関係者の共通認識の醸成

実務者会議

- 情報交換
- 実態把握
- 事例の総合的な把握
- 啓発活動
- （年間活動方針の策定及び代表者会議への報告）



地域の実態把握
それぞれの機関の役割の明確化や活動状況についての情報交換
地域的な広がりを持った支援の基盤整備に必要な連絡調整

個別ケース検討会議

- 事例に関する情報交換
- 事例に関する支援内容の協議
- 事例に関する役割分担の共有



個別ケースの状況把握や問題点の確認
支援方針の策定（見直し）
役割分担の決定・認識の共有

個別ケース検討会議

協議会関係機関等で把握した相談者について、下記の場合などにおいて、調整機関と調整し、個別ケース検討会議を開催する。

- 個別対応が困難で、協議会他機関と支援内容等の検討が必要であると判断した場合
- 他機関と情報共有し、連携をとって対応した方が効果的と判断した場合
- その他、様々な要因から個別ケース検討会議の開催が必要と判断した場合

※別の協議体やネットワーク等の対象とする方が適切であると判明した場合には開催しない。

 個別ケース検討会議を開催し、支援内容の協議や役割分担の共有が行われ、同様事案に対する関係機関等の連携体制等が構築できた場合、必ずしも個別ケース検討会議を開催する必要はなく、関係機関等で連携した支援を実施することとする。

今年度の取組

日時	内容	
令和7年7月15日	個別ケース 検討会議	こども・子育て安心課が関わりを持っているケースについて [参加者] こども・若者政策課、こども・子育て安心課、障害福祉課、 比叡すこやか相談所、大津市社会福祉協議会(子ども・若者総合相談窓口)
令和7年7月24日	代表者会議 実務者会議	<ul style="list-style-type: none"> ・大津市の子ども・若者支援（協議会・子若窓口）の共有 ・会長による講演「協議会と若者支援について」 ・参加者同士の情報交換
令和7年9月29日	実務者会議	グループワーク「支援の切れ目解消に向けた現状整理」
令和7年12月10日	実務者会議	グループワーク「若者の自立に向けた切れ目のない支援について考える」 (架空のケースを用いて)
令和8年3月17日 (予定)	代表者会議 実務者会議	

これまでの取組（参考）

日時	内容	
令和5年8月4日	実務者会議	協議会・子若窓口の概要、活動報告 意見交換「相談員支援員が抱える課題について」
令和5年9月26日	実務者会議	前回意見交換会のまとめ 意見交換「次期大津市子ども・若者支援計画策定に係るアンケート調査項目」
令和5年11月23日	講演会	ひきこもりについて話してみよう
令和6年1月16日	代表者会議 実務者会議	ワークショップ「協議会の連携について」
令和6年3月15日	実務者会議	ワークショップ「支援員・相談員が抱える課題～ストレスのセルフコントロール～」
令和6年7月16日	代表者会議 実務者会議	協議会・子若窓口の概要、活動報告 研修「若者をめぐる社会保障システムを考える」
令和6年10月22日	実務者会議	グループワーク「仮定ケースに基づく支援を考える」
令和6年11月17日	講演会	居場所の役割ってなんだろう
令和6年12月10日	実務者会議	引きこもり支援を考える～当事者の方を迎えて～
令和7年3月13日	実務者会議	研修「発達の気になる子ども・若者への本人に合わせた接し方」

協議会構成機関へのアンケートから

子ども・若者支援における関係機関の課題感と協議会で検討したいこと

課題感

☑ 関係機関との連携・制度の狭間における支援

- ・ 関係機関と迅速かつ柔軟に連携できる仕組みが必要
- ・ ハローワークの相談窓口への誘導が難しく、関係団体との更なる連携の必要性を感じている
- ・ 未成年者（中卒者）の相談が増え始めているため、児童福祉分野の支援者との連携体制の整備
- ・ 学校だけで対応・支援が困難なケースが増加しているため、福祉や警察等の関係機関と連携し、対応する体制づくり
- ・ 部門間の連携を図る機会があればよいと考える
- ・ 制度の狭間にある子ども・若者支援では、受け手となる行政や支援機関が少ない

☑ 相談先の認知向上

- ・ 子どもや保護者が適切な機関にSOSを出すことができるよう、情報整備をしていくこと
- ・ 関係機関を青少年により広く認知してもらうための方策

☑ ひきこもりの実態把握

- ・ 地域におけるひきこもりの実態把握が難しい
- ・ 市内のひきこもり支援の実態等

☑ マンパワー・支援者の育成

- ・ 民生委員児童委員など支援の担い手の確保
- ・ 求職活動や就労定着にかかる支援については人員の制約的理由から支援の難しさを感じる
- ・ 対応件数の増加にともない、相談員の研修時間の確保が難しくなっている
- ・ 相談員に対するスーパーバイザーの不在

協議会構成機関へのアンケートから

子ども・若者支援における関係機関の課題感と協議会で検討したいこと

協議会で検討したいこと

☑ 関係機関・支援の見える化と連携

- ・ 顔の見える関係ができるような取組
- ・ 関係機関とどのような連携ができるかの検討
- ・ 各関係機関ができること、できないことの課題を共有し、関係機関へのつなぎを最優先に可能となる仕組み化の構築
- ・ 担当する機関が多岐に渡る中で、どこが担当なのかが分かりやすく、迅速かつ柔軟に連携できるシステム作り
- ・ 各関係機関の取組概要一覧があれば、より連携しやすくなるのでは
- ・ 子ども・若者支援の課題に対しての取組みをされている連携先の一覧があればより連携しやすくなる
- ・ 各々の相談窓口での対応内容の一覧のようなものがあれば、市民も相談先等を判断しやすくなるのではないかと

☑ 社会資源の見える化

- ・ 就労・居場所について
- ・ 無職になった際、不登校になった際の居場所としてどんな所があるのか等社会資源を紹介したり、情報交換すると良いのでは
- ・ 通信制高校やフリースクール、学習支援や子ども食堂など地域ごとに社会資源が整理されているマップがあったら良いと感じた

☑ 支援力の向上

- ・ 親の支援を続ける中で、どのように本人にアプローチしていくか（本人に相談先として認識してもらうためにどのような介入ができるか）
- ・ ひきこもりの方への支援について学ぶ機会
- ・ 切れ目のない支援を行うために、支援者が意識しておくことや留意点の共通理解
- ・ 本人とつながり続けるためにどのような支援が効果的か

☑ 義務教育卒業後の支援強化

- ・ 義務教育卒業後の支援について（卒業前から支援をつなげる準備ができる、高校進学後何らかの形でフォローできる等）
- ・ 中学校卒業後（高校生年代）の不登校支援の相談先
- ・ 教育機関と相談機関の顔つなぎ（18歳になる前から引き継いで支援しているか、将来を見越して次はどこの機関につなぐか）
- ・ 中学-高校-卒業の支援の連携の仕方
- ・ 小学校や中学校、高等学校等と連携を図り、現在の子ども・若者が抱える問題点を共有し、あるべき支援の在り方を検討する必要がある